

ナイスカップル

わたしが
選んだ人
選ばれた人

小黒進さん夫妻
(上桐)

昭和62年 5月1日 第165号



今回は上桐の小黒進さん(吉田町、(株)ファミリーテパートサイトウ勤務)幸枝さん夫妻です。(世帯主・鉄雄さん)
昭和六十一年春に結婚されて現在、六ヶ月の恵ちゃん、両親と祖母そして妹の七人家族です。
——出合いは?
妻が以前、吉田の会社に勤めていた時、知り合い一年半位の交際期間があり結婚しました。
——ダンナさんはどんな人?
責任感があり、良く気が付いて思いやりがあり、優しく頼りになる人です。また、酒は人の付き合ひ程度でタバコは吸わない理想に近い人です。
——奥さんはどんな人?
農業とは全く縁のない所から来ましたが、若いのに子どもの世話、家の仕事と良くやってくれる信頼のおける妻です。
——結婚される時どんな所が印象的でした?
若くて、とてもかわいい所が印象的でした。とダンナさん。男らしく、とてもたのしい所が良かった。と奥さん。
——お互い点数をつけたら?
奥さんはダンナさんに93点
ダンナさんは奥さんに92点
——何か村や地域に対して意見要望は?
村に大手の会社を誘致して活気のある村にしてほしいと思います。また、近くに買い物がいっぺんで済ませるようなホームセンターやスーパーが欲しいと思います。

人口の動き

3月末人口	出生7人	死亡2人
転入25人	転出30人	
世帯数 1,277世帯(+2)		
男 2,769人(+1)		
女 2,882人(+1)		
計 5,651人(+0)		

広報

昭和62年5月

わしま



しいたけ栽培
今年は雪が少なく、また、例年よりも暖かい日が多かったので、早く大きくなりました。
毎年「千トシ」が収穫され、そのほとんどが乾燥して市場に出荷されます。
(三島郡北部森林組合栽培場)

主な内容

2頁	……村長就任のあいさつ
3～5頁	……3月定例議会終る
5頁	……県議会議員選挙結果、読者リレー
6～7頁	……ワシマスポット、村長室の黒板
8頁	……ナイスカップル、温故知新

温故知新

戊辰戦争余聞

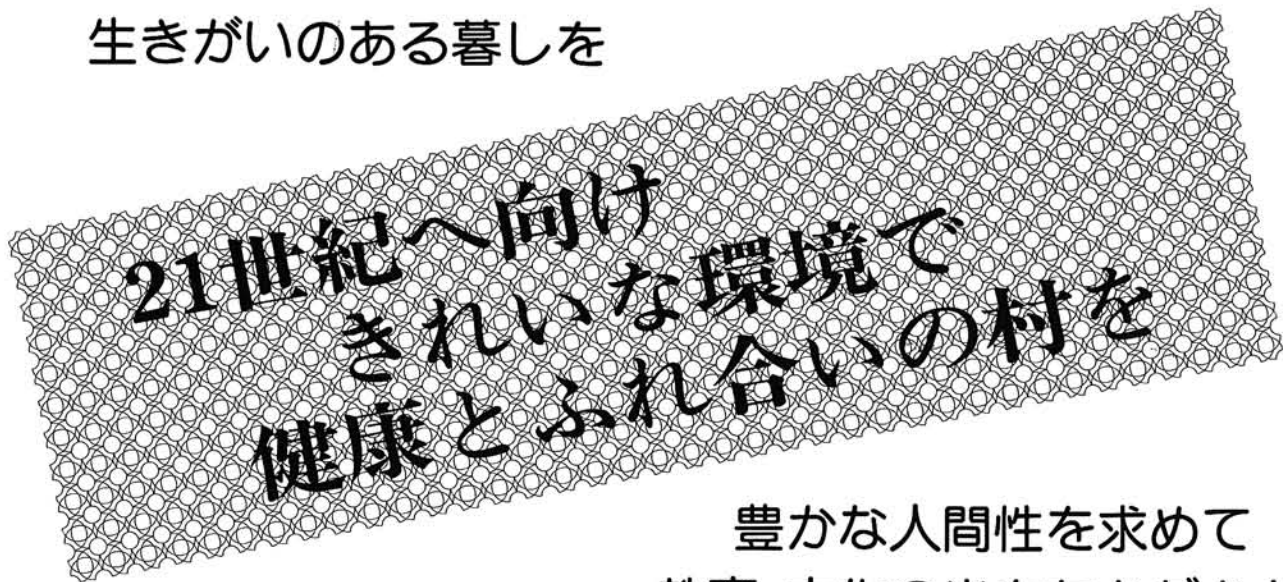
『この記録は慶応四年六月頃長岡城が陥落せしめんと、西軍の諸兵が出雲崎から西越村にはいり、高畑村の尾根伝えに布陣した八月廿日の朝東軍が引出した日の様子を終戦後上司から報告を求められたので高畑村庄屋栄蔵が二尺の三尺位の絵図面にえがき、日付と布陣軍の名前と行動を記して差上げたもので其の下書が村に残っていたものをそのまま写したものである。』

笠拔山
六月中渋谷鉄之助様御出張。夫ヨリ脇野町へ御引上二相成申候。六月二日笠拔山逆谷地内へ、高遠隊長内藤与兵衛様御出張。一、六月廿七日、昼弥兵衛宅へ賊徒押入り放火致シ焼失仕り候。字ヒキジ
七月六日、長洲九番隊長原田健吾様御出張。七月十五日御引拂。御交代ニ越前隊長柿野政之助様御出張。八月朔日マデ。字諏訪平

七月六日、長洲十三番隊長三好六郎様御出張。同十三日御引拂。御交代高遠隊長内藤与兵衛様御出張。八月朔日御引拂。(以下次号) 久住熊三郎

七月六日、長洲十三番隊長三好六郎様御出張。同十二日御引拂。字御経塚。
七月一日、薩洲隊長川上直助様御出張。真田隊長岩村精一郎様御出張。
字タ、ラ
七月六日、与板隊長小野金三郎様御出張。字ヒキジ
七月六日より八月朔日マデ、長洲五番大砲方広仲虎三郎様御出張。同ジク加洲大砲方渋谷鉄之助様御出張。長洲九番隊長原田健吾様御出張。十五日御引拂。御交代越前隊長柿野政之助様御出張。八月朔日マデ。字諏訪平

長寿社会を迎えて 生きがいのある暮らしを



豊かな人間性を求めて 教育・文化の光をたかだかと

就任のごあいさつ

和島村長 清野 精合



去る四月の和島村長選挙におきまして、村民の皆さんの暖いご理解とご支援をいただき無投票当選の栄に浴し、五月一日から三たび村政を担当することになりました。

無投票当選という過分のご理解をいただき、心の底から感激にひたり且つ身の引きしまる思いであります。

八年前本職を奉じて以来「初心を忘れず」自ら処すること清潔、公正に、権力を私せず、明るい政治の道を歩むことを改めて心に誓い村民の皆さんにお約束を申しあげます。

行政を進めるに当たっては、民主在権を念頭におきながら、六千人の皆さんが「心のふれあい」を通して近隣社会形成を進めてゆくことが全ての基本になると心得、それを前提にしてまいり所存であります。

前期に引き続いて、生活環境施設整備、産業の振興、教育・文化・スポーツの振興を重点施策として村民福祉の向上進展を計ってまいります。

第二次和島村長期構想に係る後期五カ年計画は本年三月に策定いたしました。これを順次実施することによって重点施策の実現を計ります。

柱となる事業は「農村総合整備モデル事業」「農村地域定住促進事業」の継続事業の外「ふるさとまちづくり事業」等を導入しながら、観光開発事業を本

年から着手し、特別環境保全地域公共下水道の着手も計画に従って進めてまいり所存であります。

時恰も極めてきびしい農業事情の中でポスト三期「水田農業確立対策事業」を農家皆さんのご理解とご協力によって進めなければなりません。更にまた円高による産業界へ衝撃は極めて深く且つ広範囲に亘っております。以上のようなきびしい環境ながら、夢とロマンを絶やすことなく持ち、十三年後に迫った二十一世紀に向けての「きれいな環境で健康とふれ合いの村づくりを」進め更にすすむ「長寿社会を迎えて生き甲斐のある暮らし」の実現をはかり、質の高い「豊かな人間性を求めて、教育文化の光をたかだかと」掲げてまいりたいと考えます。

何卒村民の皆さんから遠慮のないご叱正と率直なご提言を頂き、引き続き村民総参加の村づくりをすすめることをお約束いたしました。就任のごあいさつといたします。

三月定例議会終る

昭和六十二年予算決算の
一般会計予算 十三億四、五〇〇万円(十四・〇%増)
国保特別会計予算 二億一、九三二万二千円(六・〇%減)
老保特別会計予算 二億五、九七四万円(八・五%減)
昭和六十二年第一回和島村議会定例会は三月五日召集され、会期十六日間で三月二十日、提案された全議案を議決し閉会しました。

今会期中に提案されました議案件数は専決処分承認を求めるとる件一件、予算関係六件、条例の制定・改廃十八件、村道路線の認定・廃止二件、議員提出議案二件となつています。

まず初日は議長より一部事務組合協議会の報告、続いて村長の行政報告が行われた後、専決処分の承認、昭和六十一年度の一般会計補正予算など四件が即決されました。

続いて午後からは条例の審議等に入り村長の提案理由説明、質疑の後詳細に審査するため所管の常任委員会に付託されました。

本会議二日目は昭和六十二年一般会計・特別会計予算が上程され、審議に当り村長より村政に対する所信表明と予算の基本大綱が述べられました。質疑の後、一般会計予算は予算審査特別委員会に、特別会計予算は所管の常任委員会にそれぞれ付託され詳細に審査されることになりました。七日から委員会審査に入り、十六日まで実施されました。最終日の二十日には各委員会の報告に続き、採決の結果付託されました全議案とも原案どおり可決されました。

続いて一人の議員より一般質問が行われ売上税問題について村長の考え方が質されました。

今期定例議会で決まりました主な議案の内容及び一般質問の要旨は次のとおりであります。

村長提出議案

○議案第二十七号 専決処分の承認を求めることについて(和島村乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について)(承認)

老人保健法の一部を改正する法律が十二月公布されたこと、県の要綱が改正されその施行が一月一日であり、本条例を改正する必要があるため十二月三十一日専決処分したものである。

○議案第一号 昭和六十一年度一般会計補正予算(第六次)について(原案可決)

第六次補正は予算調整に伴う減額一、三八一萬四千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億三、二九二万円といたしました。

○議案第二号 昭和六十一年度和島村国民健康保険特別会計補正予算(第三次)について(原案可決)

第三次補正は、保険料、国庫支出金、療養給付費交付金及び共同事業交付金等の歳入事項の金額がほぼ確定したのでそれぞれ款項において増減し、歳入歳出予算の総額は七八〇万二千円減の二億六、三九六万五千円と

いたしました。

○議案第三号 昭和六十一年度和島村老人保健特別会計補正予算(第三次)について(原案可決)

第三次補正は、医療諸費が当初推計したより少く済むと予測されるので五、五八八万五千円を減額し歳入歳出予算額をそれぞれ二億三、七〇二万一千円といたしました。

○議案第四号 和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

一般職員の給与改定、定期昇給率等勘案のうえ、平均三・七三パーセントの引き上げが本年八月一日より実施されることとなりました。

職名	改正前	改正後
議長	一六二千元	一六八千元
副議長	一一二千元	一一七千元
常任委員長	一一五千元	一二〇千元
議員	一一三千元	一一八千元

○議案第六号 和島村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

前述と同様、本年八月一日より引き上げられることと決まりました。

(改正前) (改正後)

三四五千元 三五八千元
○議案第七号 和島村公民館条例の一部を改正する条例について(原案可決)

館長の報酬は、次のとおり引き上げられることとなりました。
(改正前) (改正後)
一三二千元 一三五千元

※議案第七号以下は本年四月一日より実施されることに決まりました。

○議案第八号 和島村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

村の行政委員会の委員及び附属機関の各種委員の報酬も併せてそれぞれ引き上げられました。

区長報酬(改正後)
平均割年額 二九、五〇〇円
世帯割年額 二、一〇〇円
(以下省略)

○議案第九号 和島村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について(原案可決)

前述の非常勤特別職の報酬等に準じて二・三パーセント引き上げられることになりました。

○議案第十号 和島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部

を改正する条例について（原案可決）

特殊勤務手当については数年この支給額を据置いておりますので今回引き上げることとなりました。

○議案第十一号 和島村花雪割草保護条例の制定について（原案可決）

村の花「雪割草」は、村内の特定地域に群生するものであります。近年これを採取し販売をするなど心ない人々が見受けられますので条例を制定しこれを保護するものであります。

○議案第十二号 和島村行政財産使用料徴収条例の制定について（原案可決）

日本電信電話公社の民営化に伴う行政財産の目的外使用及び電力会社等に係る行政財産の使用料徴収について条例を制定し使用料の徴収をするものであります。

○議案第十三号 和島村道路占用料徴収条例の制定について（原案可決）

従来県の条例に準ずる単価の補償料を徴収しておりますが、日本電信電話公社の民営化に伴う施設の占用料徴収も含め条例を制定し、これを徴収するも

のであります。

○議案第十四号 和島村立和島保育所設置条例の一部を改正する条例について（原案可決）

児童福祉法施行令の改正により入所措置及び費用徴収が団体委任事務化されることとなり本条例の入所基準を定めたものであります。

○議案第十五号 和島村重度心身障害者医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について（原案可決）

主な改正点は受給資格者の範囲拡大、老人保健法で定める自己負担金と同額を負担してもらうこととなるものであります。

○議案第十六号 和島村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）

老人保健法の改正に伴う老人医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことにより本条例を改正するものであります。

○議案第十七号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）

災害援護資金の貸付限度額を最高一八〇万円から二五〇万円に引き上げたほか、それぞれ所要の引き上げを図ったものであります。

ります。

○議案第十八号 和島村消防水利施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について（原案可決）

防火水槽施設設置事業が補助対象から削除され防災まちづくり事業に組み込まれたことにより和島村防災まちづくり事業計画を策定し事業推進と受益者負担の均衡を図るため分担金の額「八パーセント」を「七パーセント」に改めるものであります。

○議案第十九号 和島村国民健康保険条例の一部を改正する条例について（原案可決）

国民健康保険法が改正されたことに伴い本条例を改正するもので、主なものは助産費及び育児手当金の支給先を明確にするのと同時に罰金を罰則に改めたものであります。

○議案第二十号 和島村社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）

公民館運営審議会に兼任することにより本条例を改正するものであります。

○議案第二十一号 和島村道路除雪協議会設置条例を廃止する条例について（原案可決）

現在除雪態勢はそれぞれの機関との連携のなかで対応しておりますので今回本条例を廃止するものであります。

○議案第二十二号 村道路線の廃止について（原案可決）

道路台帳整備のため測量の結果、延長・幅員などに変更しなければならぬ路線が多くありますので、この際全路線について廃止及び認定をするものであります。

○議案第二十三号 村道路線の認定について（原案可決）

歳入歳出予算の総額は対前年比十四パーセント増額し、歳入歳出それぞれ十三億四、五〇〇万円となりました。

（予算の内容は、広報わしま四月号に掲載されておりますので省略）

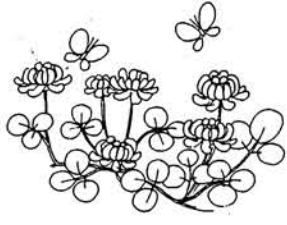
○議案第二十五号 昭和六十二年和島村国民健康保険特別会計予算について（原案可決）

○議案第二十六号 昭和六十二年和島村老人保健特別会計予算について（原案可決）

○議案第二十八号 和島村立和島幼稚園保育料徴収条例の一部

を改正する条例について（原案可決）

四月一日から村税等の徴収を口座振替えにすることになりましたので、保育料徴収及び納入方法を毎月末日（十二月は二十五日）に改めたものであります。



議員提出議案

○議案第一号 和島村議会委員条例の全部を改正する条例について（原案可決）

○議案第二号 和島村議会会議規則の全部を改正する規則について（原案可決）

以上の二議案については「標準」町村議会会議規則・同委員会条例が全面的に改められたことにより、本条例・規則の整備を図ったものであります。

一般質問

一、質問要旨
総理は売上税導入、まる優の非課税制度廃止という税政大改

第165号 革新を国会に提出されたが、各団体等の試算では企業の事務複雑、経費の大幅増加等企業経営には更に深刻となり、又年収三、四〇〇万円の勤労所得者は重税になると言われ、いま全国的に反対運動が実施されている。

◎村長答弁要旨
村政をあくまで申し上げますが、現在国会の審議の最中であり詳細については掌握していないが、一般的にいわれますことは個人所得税、法人税の減税、その他を合わせて四兆五、〇〇〇億円を減税しようというなかで、増減同額という基本的考え方なかなかでやっていることであることである。

千円を計上したものであります。なお、税政改革については、十分国民の理解がなされたなかでの法案施行が望ましいと考えています。

よい子を守る交通安全事故防止運動終る

四月六日から「よい子を守る交通安全事故防止運動」が十二日までの七日間、全国一斉に実施されました。

和島村においてもこの間、交通安全協会役員、交通指導員や三ヶ校の先生等の協力を得て街頭指導が行われ、また、その外にも、広報車による広報、交通安全施設の点検なども合せて行われました。



選挙結果

(和島村における候補者別得票数)

県議会議員三島郡選挙区選挙

●わたり太一郎 2,405票

●五十嵐淑郎 760票

★有権者数 4,136人

★投票者数 3,257人

★投票率 78.75%

輪の友情を広げよう 読者リレー

われら仲間シリーズ(47) 二十歳を過ぎて

細山和明さん(若野浦)

昨年、無事成人式を終え現在燕市の農機会社に勤め丸二年がたちます。

公私共に良き同僚、友人に恵まれ自分なりに満足できる充実した日々を送っています。私も二十一歳になり、そろそろ大人としての自確と自信が必要になる年齢になりつつあるわけですが、まだまだ失敗と勉強のくり返しです。それでも何事にも恐れず確実に一歩ずつ前進してゆかなければいけないと思いますし、いろいろな意味でも重要な時期であると思います。

次は村田の大倉弘至さんを紹介いたします。



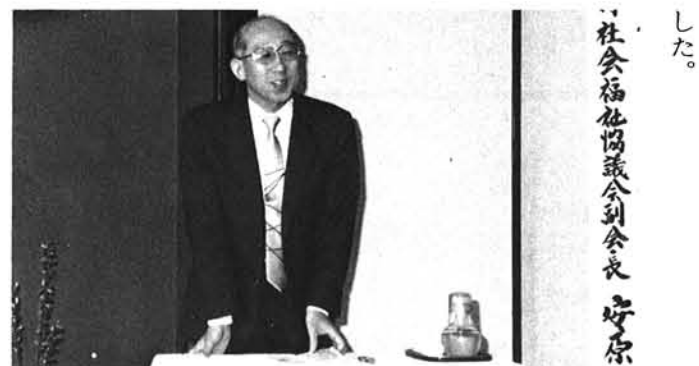
☆ ワシマ

ボランティア 教室開催!!

去る三月二十三日福祉センターにおいて、村社会福祉協議会主催のボランティア教室が開催されました。

この教室は、村社会福祉協議会が、善意銀行事業の一環として、越路町の安原晃先生を講師に迎え開催されたものです。

先生は、ボランティアは己の生命の重さ、大切さを再認識し、福祉の心を理解することが第一歩である。また、共に生きるという自覚が深まってこそボランティアが生まれる……等々、ボランティアの心がまえについて講演され、参加者もうなづきながら熱心に受講しておられま



社会福祉協議会副会長 安原 晃

した。

村長室の黒板から

- 三月十七日 健康づくり事業推進会議
- 十八日 商工会と協議懇談会
- 十九日 農地利用推進会議
- 二十日 議会本会議 本日
- 二十三日 森林組合合併協議会
- 二十四日 島小卒業式 青年問題協議会

和島村長 北原 隆

- 二十五日 桐小卒業式 農所得協議会反省検討会
- 二十六日 幼稚園修了式 桐島小北原中両校長送別会
- 二十七日 森林組合合併調印式
- 二十八日 保育所卒園式
- 二十九日 商工会空缶拾い激励
- 三十日 広域圏開発公社会議
- 三十一日 固定資産評価審査

委員会

- 四月一日 新年度始めに当って職員に挨拶 郡町村会
- 四月 小中学校入学式
- 六日 保育所入所式
- 七日 上京 国会議員会館及びB&G財団へ
- 九日 仏山随道視察
- 十二日 県議選投票 妙法寺貫主晋山式参列
- 十六日 区長会 社協総会

今月の納税

- ※軽自動車税 全期分
- ※国民健康保険料 五月分
- ※国民年金保険料 五月分
- ※幼稚園保育料 五月分
- ※保育所保育料 五月分
- ※水道使用料 五月分



特産しいたけの乾燥 (三島北部森林組合)

安全をいつも心に ふむペダル

☆ スポット ☆

保育所そつえん式

—3月28日—



花のアーチ



そつえん証書の授与

三月二十八日(日)、和島保育所でそつえん式が行われました。

今までは、島崎、保内郷、小島谷中沢郷保育所で行われていたそつえん式が、今年は昨年幼稚園のとなりオープンした新しい和島保育所で第一回のそつえん式が行われ、六十二人の園児一人ひとりに村長からそつえん証書が手わたされました。

その後、ひまわり組、たんぽぽ組、すみれ組、ひよこ組さんたちの花のアーチを保育証書を

手にもってぐり盛大な拍手につつまれ送られました。



建設工事発注状況

入札年月日	工事名	請負金額	請負業者名
62. 2. 5	◇ 高稲葉線道路法止工事	1,250,000円	(株) 中元組
2. 5	◇ 中小島谷8号線道路法止工事	2,950,000円	(有) 高橋土木
2. 16	◇ 梅田中沢線特殊改良4種工事	2,870,000円	(株) 水倉組
3. 2	◇ 小谷3号線交差点改良工事	1,450,000円	"
3. 2	◇ 東保内13号線交差点改良工事	480,000円	(有) 協和建業

5月11日~20日 春の全国交通安全運動

お知らせ広場

全国良寛会総会開催

一、日時 六月七日(日)午前十一時
 二、会場 和島村総合福祉センター

- ・受付 十時
- ・総会 十一時
- ・記念講演 十一時三十分
- 講師 前東大附属図書館勤務 杉村英治先生
- (亀田鵬齋研究で著名)
- ・催物 十三時三十分
- ※遺墨展(住雲園)及び茶席
- ※村内遺跡めぐり

行政相談委員の委嘱

私たちが行政に対する苦情を申し出る際、身近な「窓口」になってくれるのが「行政相談委員」です。行政相談委員は、総務庁長官が特にお願いした民間の有識者の方で、全国の市町村に配置されています。

◇ 久住昌一さん(和島村大字 日野浦五八四番地 電話・七四一三五二四番)

行政相談委員は、行政に関する苦情や困りごと、心配ごとなど村民のよき相談相手となって、解決のため努力していただくことになっていきます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

労働保険料の申告納付は

お早めに

昭和六十二年年度の労働保険料の申告と納付の受付が

四月一日から 五月十五日まで

行なわれています。まだ手続きが終っていない事業主の方はお早めに、保険料申告書に保険料を添えて最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、労働基準局に提出しましょう。なお、各労働基準監督署では、四月及び五月中に管内各地で説明会または、記入指導会を行っておりますので、ご利用ください。

長岡労働基準監督署



国税専門官採用試験のお知らせ

- ◆受験資格 昭和35年4月2日から昭和41年4月1日までに生れた者
- ◆試験の程度 大学卒業程度
- ◆受験申込受付期間 昭和62年5月15日(金)～昭和62年5月22日(金)
- ◆申込書提出先 第一次試験地を管轄する国税局
 関東信越国税局の場合は
 所在地等 〒100 東京都千代田区九段南1-1-15
 関東信越国税総合庁舎 関東信越国税局 総務部
 人事第二課 試験研修係 ☎03-221-3911 内線2066
- ◆試験地 第一次試験地 東京都、高崎市、長野市、新潟市、ほか
- ◆試験日 第一次試験日 昭和62年7月11日(土)～昭和62年7月12日(日)
- ◆採用予定数 約800名

第二次試験および合格発表など詳しいことは、関東信越国税局へ問い合わせ下さい。

止まります 待ちます 車のきれるまで!

自衛官募集

- 一、受付期間 受付は年間を通して行っています。
 - 二、応募資格 日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十五歳未満の男子
 - 三、試験
 - (一)、試験期日及び試験場 受付時にお知らせ
 - (二)、試験科目
 - 筆記試験
 - 口述試験
 - 身体検査
 - 適性検査
 - 四、身分 特別職国家公務員
 - 五、給与 初任給月額 一〇一、〇〇〇円 期末・勤勉手当(ボーナス) 年間三回、四・九ヵ月分
- 詳しいことは役場企画課又は自衛隊柏崎募集事務所
 〇二五七―二四一三〇〇〇へ問い合わせ下さい。

五月中の国民年金

◎60歳になる人 昭和2年5月2日から昭和2年6月1日生まれの方は掛け金を掛け終わりました。老齢基礎年金の繰上げ請求を希望の人は、請求できます。60歳以降も年金に加入したい人は、役場までおいで下さい。◎65歳になる人 大正11年5月2日から大正11年6月1日生まれの方は老齢(通算老齢)年金の請求をしましょう。

◎今月生まれた受給者の人は、現況届のハガキが届いたら、すぐに申しあげましょう。30日までに出来ない場合は、年金がもらえなくなります。◎今月の保険料の納期限は、6月1日です。納め忘れのないようにしましょう。

交通事故の相談は お気軽にどうぞ!! 無料で相談に応じております

- ★午前9時30分～午後4時30分(平日)
- ★土曜日は正午まで(第2・第3土曜日は休みます)
- ★専門の相談員が親身になってご相談に応じます。
- ★弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会
 新潟自動車保険請求相談センター
 新潟市本町通七番町1082興亜火災新潟支店ビル5階
 (新堀通り本町角)新潟調査事務所内
 ☎(025)225-1851(直通)
 ※電話のご相談もお受けします。

5月の心配ごと相談

日時…6日、15日、25日
 午前9時から正午まで
 場所…福祉センター老人室
 内容…生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談・その他なんでも
 その他…相談内容は秘密で費用は無料です。

電話相談のお知らせ

ヤングテレホン

県警本部少年課
 新潟(025) ^{ツラサハツサン} ^{ヨウジュナレ} **283-4970**

少年自身による悩みごとや困りごと又は、少年非行についての相談。

おかあさん わすれちゃダメよ!

—保健衛生行事— (5月)



月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
5	12	火	乳 児 相 談	S61年5月、6月、9月、10月 S62年1月・2月生まれの乳児	午後1時30分～3時	福祉センター
	13	水	ツベルクリン反応検査	個人通知のあった方	午後1時30分～2時	"
	15	金	B C G 予 防 接 種	ツ反うけた方	"	"
	19	火	リハビリ訓練	希望者	午後1時～4時	"
	26	火	サホライド塗布	2歳児・その他希望者	午後1時30分～45分まで受付	"

「気をつけて」朝のひと言 忘れずに